ACSES ニュースレター_２３４１号（2022 年 6 月 27 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇日鉄、製鉄所から毒物流出　環境基準超える―千葉・君津<Web 報道>
◇津山の院庄林業久米工場で火災　木材１１２０本焼く<新聞報道>
◇電車内で液体まかれたか　女子高校生２人搬送―千葉<Web 報道>／東武鉄道 車内の液体 毒性確認されず 搬送された乗客２人は回復<放送報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転)<消費者庁>
・令和４年５月の熱中症による救急搬送状況<総務省消防庁>
・京大元研究員、論文５本に不正　画像捏造「見栄え良くするため」<Web 報道>／京都大で論文不正「見栄えよくするため」　元特定研究員が画像データ捏造<新聞報道>
◇事故、事件の続報
・尼崎の全市民情報入り USB 発見　データ変更の形跡なし<Web 報道>／尼崎市 紛失の USB メモリー見つかる 全市民 46 万人余の個人情報<放送報道>
・福井大教授らの論文、出版社が撤回　査読めぐり「明白な違反」認定<新聞報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・令和３年度「過労死等の労災補償状況」を公表します<厚生労働省>／仕事で心の病、過去最多　629 件、3 年連続増　21 年度<Web 報道>
・投てき消火用具の販売事業者 5 社に対する景品表示法に基づく措置命令について<消費者庁>
・マグネット玩具、14 歳以上に　経産省、誤飲事故で協力要請<Web 報道>
・全国の公園遊具 18%が修理対象　19 年度、老朽化も進む<Web 報道>
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・費用は350億円　「ふげん」の使用済み核燃料、フランスで再処理へ<新聞報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
[3] 健康安全
◇インフルエンザのワクチン接種を「強く推奨する」と学会が見解<放送報道>
◇小学校でインフルエンザの学年閉鎖 都内公立校 おととし以来<放送報道>
◇小児の原因不明の急性肝炎について<厚生労働省>
[4] 食品安全衛生関係
◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第１号）<官報>
◇遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第２号）<官報>
◇研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令（文部科学省・環境省令第１号）<官報>
◇特定保健用食品の表示許可について<消費者庁>
[5] 温暖化対策関係

令法（リョウブ）

◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第 237 号）〈官報〉
◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 238 号）〈官報〉
◇地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境省令第21号）〈官報〉
[6] 調査、公募、意見募集等
　［公募結果、意見募集結果］　１件
[7] その他省庁発表　　６件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　［開催案内］ 12 件　　［開催記録、報告、資料等］　６件
[9] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇日鉄、製鉄所から毒物流出　環境基準超える―千葉・君津
＜時事ドットコム　2022 年６月 24 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022062401164&g=eco
日本製鉄は２４日、東日本製鉄所君津地区（千葉県君津市）から、有毒な化学物質を含む液体が河川などに流出したと発表した。製鉄所の排水口付近で採取した水からは一時、環境基準値を超える毒物のシアン化合物などが検出されており、周辺環境への影響が懸念されている。
　日鉄によると、１８日にタンクから液体の漏えいを確認。流入していた排水口を閉じたが、１９日以降に近くの河川や港湾につながる他の排水口から、この液体を含む赤い水の流出が見つかった。
　基準値を超えるシアン化合物が検出されたのは２１日と２２日で、それ以降は検出されていない。液体の流出で赤く染まった河川や港湾では、魚が死んでいるのが確認された。
　日鉄は「近隣住民や行政、関係者の皆さまにご心配とご迷惑をお掛けしており、誠に申し訳ございません」との謝罪コメントを発表。自治体や関係機関の指示・指導を踏まえ、原因究明と再発防止に努める方針だ。

◇津山の院庄林業久米工場で火災　木材１１２０本焼く
＜山陽新聞　2022 年６月 24 日＞　https://www.sanyonews.jp/article/1276766
　２４日午前７時ごろ、津山市くめ、院庄林業＝同市二宮、武本哲郎社長（６３）＝久米工場から出火。鉄骨平屋の乾燥室（約４０平方メートル）の壁の一部などが焼け、保管していた木材１１２０本を焼失した。けが人はいなかった。
　津山署によると、「ドーン」という大きな音がしたため、男性従業員が確認したところ、乾燥室から火と煙が出ているのを見つけて１１９番した。原因を調べている。
　岡山県営久米産業団地の一角。消防車両９台が出動。午前１１時５６分に鎮圧状態となり、午後６時５２分に鎮火した。

◇電車内で液体まかれたか　女子高校生２人搬送―千葉
＜時事ドットコム　2022 年６月 24 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022062400290&g=soc
　２４日午前６時１５分ごろ、千葉県野田市の東武野田線梅郷―野田市間を大宮方面へ走行中の普通電車（柏発

大宮行き、６両編成）に乗っていた男子高校生から「電車内に液体をまかれている」と１１９番があった。通学中の１７歳の女子高校生２人が病院に搬送され、うち１人が下腹部の痛みを訴えたが、症状は軽いという。

県警野田署は、何者かが液体をまいた可能性もあるとみて、威力業務妨害容疑で捜査を進める方針。

同署などによると、現場となった車両２両目の床には液体が広がっており、酢のような臭いが確認された。簡易検査の結果、液体は毒性のない中性だという。電車は野田市駅で停車し、乗客約１００人は避難した。車両に防犯カメラはないという。

同線は七光台―運河間の上下線で運転を見合わせたが、午前７時３５分に再開した。

・東武鉄道 車内の液体 毒性確認されず 搬送された乗客２人は回復

＜NHK　2022 年 6 月 24 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220624/k10013686331000.html

24 日朝、千葉県内を走る東武野田線の車内の床に、液体が広がっているのがみつかり、乗客 2 人が一時、体調不良などを訴えましたが回復したということです。液体に毒性は確認されておらず、警察が詳しい状況を調べています。

24 日午前 6 時すぎ、東武野田線の柏発、大宮行きの、上りの普通電車の車内で「腐ったようなにおいがする」などと、乗客から消防に通報がありました。

電車は近くの野田市駅にとまり確認したところ、6 両編成の 2 両目の車内の床に液体が広がっているが見つかったということです。

警察によりますと、この車両には当時、およそ 30 人から 40 人が乗っていて、このうち 10 代の女性 2 人が体調不良を訴えるなどして病院に搬送されましたが、回復したということです。

また、液体は無色でにおいはなく、簡易検査では毒性は確認されなかったということです。

液体は、始発となる柏駅を出る際に、すでに車内の床にあり、走行中に徐々に広がったということで、警察は、液体の分析を進めるとともに詳しい状況を調べています。

この影響で、東武野田線は周辺の一部区間で 1 時間余り、運転を見合わせました。

通報のあった列車の乗客「全員、列車から降りるよう指示された」

液体が広がっていた列車に乗っていた男性が野田市駅で撮影した写真では、止まっている列車とともに、白い防護服のようなものを身につけた人物が、女性から話を聴いている様子が写っています。

男性によりますと、女性はその後、救急車で搬送されたということです。

男性は、「列車に乗っていたときは寝ていたので混乱には気付きませんでしたが野田市駅に到着した時に『液体がまかれた』とアナウンスがあり、乗客は全員、列車から降りるよう指示されました。そして、駆けつけた警察官が『前から 2 両目にいた人の話を聞きたい』と声をかけていました。私が気付いたときには 2 両目はすでに清掃が終わった様子で、特に臭いなどは感じませんでした」と話していました。

◇*その他の事故、事件*

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転)

＜消費者庁　2022 年 5 月 24 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029278/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220624_01.pdf

特記事項:パナソニック サイクルテック株式会社が製造した電動アシスト自転車用バッテリー(「電動アシスト自転車」として公表)のリコール(無償製品交換)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：８件
（うち扇風機（充電式、携帯型）１件、スピーカー１件、加湿器（超音波式）１件、ノートパソコン３件、電動アシスト自転車２件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：９件
（うちエアコン（室外機）１件、電気洗濯機１件、ヘアドライヤー１件、リチウム電池内蔵充電器１件、電気洗濯乾燥機１件、延長コード１件、電気スタンド１件、靴１件、サーキュレーター１件）

・令和４年５月の熱中症による救急搬送状況

＜総務省消防庁　2022 年 6 月 24 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/7c54ec4df52b27f435100699f5f9207a7802a817.pdf
熱中症による救急搬送人員について、令和４年５月の確定値を取りまとめまし たので、その概要を公表します。
概 要
○ 令和４年５月の全国における熱中症による救急搬送人員は 2,668 人でした。
これは、昨年５月の救急搬送人員 1,626 人と比べると 1,042 人多くなっています。
○ 全国の熱中症による救急搬送状況の年齢区分別、初診時における傷病程度別等の内訳は次のとおりです。
□ 救急搬送人員の年齢区分別では、高齢者が最も多く、次いで成人、少年、乳幼児の順となっています。
□ 搬送された医療機関での初診時における傷病程度別にみると、軽症が最も多く、次いで中等症、重症の順となっています。
□ 発生場所別の救急搬送人員をみると、住居が最も多く、次いで道路、公衆（屋外）、教育機関の順となっています。
□ 都道府県別人口 10 万人当たりの救急搬送人員は、鳥取県が最も多く、次いで佐賀県、香川県、徳島県、滋賀県の順となっています。
○ 熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。また、「新しい生活様式」における熱中症予防行動として、こまめな換気や屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことなどを心がけてください。
○ 消防庁では、熱中症予防啓発のコンテンツとして、「予防啓発動画」「予防啓発ポスター」「予防啓発イラスト」「予防広報メッセージ」「熱中症対策リーフレット」「予防啓発取組事例集」を消防庁ホームページ熱中症情報サイトに掲載しています。
全国の消防機関をはじめ、熱中症予防を啓発する関係機関にも御活用いただけるよう、以下の消防庁ホームページに掲載していますので、是非御活用ください。
(https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04)

・京大元研究員、論文５本に不正　画像捏造「見栄え良くするため」
＜共同通信　2022 年 6 月 24 日＞
https://nordot.app/913026179213131776?c=39546741839462401
京都大は 24 日、大学院理学研究科のリアンウエイ・パン元特定研究員が 2008～12 年に発表した計 5 本の論文で、添付画像を捏造したり改ざんしたりする不正を計 11 点確認したと発表した。画像処理ソフトを使って加工していた。元研究員は「見栄えを良くするため加工するのは悪いと思っていなかった」と話しているという。
京大は、不正は画像の見栄えを良くする以外に理由が見当たらないものなどで、論文の結論自体に影響はないとしている。
京大によると、20 年 11 月に不正を指摘する通報があり、調査を開始。元研究員が京大在職中に図の作製に関わった論文 7 本を調べた。
・京都大で論文不正「見栄えよくするため」　元特定研究員が画像データ捏造
＜京都新聞　2022 年 6 月 24 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/821612
京都大は２４日、理学研究科の元特定研究員が著者である植物に関する５本の論文で、画像データの捏造（ねつぞう）や改ざんの不正があったと発表した。京大は論文の撤回を勧告し、処分を検討している。
不正認定されたのは、リアンウエイ・パン元研究員（４３）。論文は、シロイヌナズナの葉緑体に存在するタンパク質などを解析した内容で、２００８～１２年に国際科学誌に発表された。実験データを示す計１１点の図で、コントラストや位置を加工したり、別の画像を挿入したりしていた。
京大によると、いずれの不正も元研究員が単独で行っており、論文全体の結論に影響はなかった。元研究員は「図の見栄えをよくするためだった」などと説明している。確認を怠ったとして責任著者の鹿内利治教授（６２）についても処分を検討するという。

◇*事故、事件の続報*

・尼崎の全市民情報入り USB 発見　データ変更の形跡なし

＜共同通信　2022 年 6 月 24 日＞　https://nordot.app/912931673386287104?c=39546741839462401

兵庫県尼崎市は 24 日、紛失していた全市民約 46 万人の個人情報が入った USB メモリーが見つかったと発表した。業務委託業者によると、同日午前、大阪府吹田市のマンション敷地内でバックアップ用も含めたメモリー2 本が入ったかばんごと見つかった。メモリーの記録は紛失前と同じままで、パスワードやデータの暗号化状態が変更された形跡はないという。

尼崎市は紛失を発表した 23 日時点で外部への情報漏えいは確認されていないとしていた。業者は情報サービス会社「BIPROGY（ビプロジー＝旧日本ユニシス）」で、情報流出の有無の詳しい解析は別の業者に委託する。

・尼崎市 紛失の USB メモリー見つかる 全市民 46 万人余の個人情報

＜NHK　2022 年 6 月 24 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220624/k10013686601000.html

兵庫県尼崎市は23日に紛失を明らかにした46万人余りの市民の個人情報が入ったUSBメモリーについて、24日、見つかったと発表しました。尼崎市の市長は記者会見し「市民の皆様に大変なご迷惑そしてご心配をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます」と謝罪しました。

尼崎市は 23 日、すべての市民 46 万人余りの個人情報が入った USB メモリーを、業務を委託していた会社の関係者が紛失したことを明らかにしていましたが、24 日、見つかったと発表しました。

これを受けて稲村和美市長が記者会見を開き「市民の皆様に大変なご迷惑、そしてご心配をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます」と謝罪しました。

業務の委託を受けていた会社「BIPROGY」によりますと、USB メモリーを紛失した関係会社の 40 代の男性社員は、酒に酔って帰宅する途中に路上で寝てしまい、USB メモリーの入ったかばんがなくなったことに気付いたということです。

24 日朝から本人が警察官とともに探したところ、大阪・吹田市のマンションの敷地内で USB メモリーが入ったかばんとともに見つかったということです。

会社によりますと、USB メモリーのパスワードが変更された形跡はないということですが、情報の漏えいがなかったかどうか、引き続き調べるということです。

BIPROGY の平岡昭良社長は記者会見で「このたびは、お預かりした大切な情報を紛失する事態となり、市民の皆様、尼崎市、および関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くおわび申し上げます」と述べました。

電話窓口に一日で 1 万 6000 件の問い合わせ

24 日午後、兵庫県尼崎市の稲村和美市長が会見を開き「市民の皆様に大変なご迷惑そしてご心配をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます」と謝罪しました。

USB メモリーが見つかったことについては「誰かの手に渡っているのではないかという気持ちでいたのでひとまず良かったという思いで一報を聞きました」と述べました。

そのうえで再発防止策を検討するため、情報セキュリティーに詳しい専門家や弁護士など外部有識者による第三者委員会を設置することを明らかにしました。

また、市民からの相談に応じるために設置していた電話窓口に 23 日一日だけで 1 万 6000 件の問い合わせがあったとしたうえで、番号を変更して、当面、継続することも発表しました。

番号は「0120ー746ー370」で土日祝日を含め、25 日から毎日午前 9 時から午後 7 時まで対応するということです。

・個人情報を含む USB メモリーの紛失事案について

＜尼崎市　2022 年 6 月 27 日＞

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/seikatusien/1027475/1030947.html

---

・福井大教授らの論文、出版社が撤回　査読めぐり「明白な違反」認定

＜朝日新聞　2022 年 6 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ6V5J9XQ6VPLBJ001.html

オランダの大手学術出版社「エルゼビア」は、福井大学の教授ら 6 人のチームが 2020 年に発表した論文について、内容をチェックする過程に不正があったと認定し、学術誌上での掲載を撤回したと発表した。同社は「ごま

かしを見抜けず、読者におわびする」としている。

撤回されたのは福井大の「子どものこころの発達研究センター」などのチームが、同社が発行する精神神経内分泌学の専門誌に発表した論文（https://doi.org/10.1016/j.psyneuen.2020.105026）。子育て中の母親 57 人が参加し、脳やホルモンの関係について研究していた。

論文を掲載する際は、前もって独立した専門家が内容をチェックする「査読」という仕組みがある。論文の著者が査読者を推薦することはあるが、一般には査読者は匿名で、著者と直接やりとりはしない。

同社によると、今回の文では、査読者からの好意的なコメントが掲載の判断材料となったが、査読者はチーム側から推薦していた。ところが、査読者がチーム側と不適切にやりとりをしたことが判明。同社は
このやりとりは査読の原則や同社の出版倫理基準などに対する「明白な違反行為」として、撤回を決めたという。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・令和３年度「過労死等の労災補償状況」を公表します

＜厚生労働省　2022 年 6 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3a5HvgrY4KJNAABY

厚生労働省は、令和３年度の「過労死等※１の労災補償状況」を取りまとめましたので、本日公表します。

厚生労働省では、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害の状況について、労災請求件数や、「業務上疾病」と認定し労災保険給付を決定した支給決定件数※２などを、平成 14 年以降年１回、取りまとめています。

※１「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第２条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

※２支給決定件数は、令和３年度中に「業務上」と認定した件数で、令和３年度以前に請求があったものを含みます。

ポイント

・過労死等に関する請求件数　3,099 件（前年度比 264 件の増加）

・支給決定件数　801 件（前年度比１件の減少）

うち死亡（自殺未遂を含む）件数：136 件（前年度比 12 件の減少）

１　脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

（１）請求件数は 753 件で、前年度比 31 件の減少。Ｐ３　表１－１

（２）支給決定件数は 172 件で前年度比 22 件の減少。

うち死亡件数は前年度比 10 件減の 57 件。Ｐ３　表１－１

（３）業種別の傾向

・業種別（大分類）

請求件数は「運輸業，郵便業」155 件、「建設業」105 件、「卸売業，小売業」92 件の順で多い。

支給決定件数は「運輸業，郵便業」59 件、「製造業」23 件、「卸売業，小売業」22 件の順に多い。Ｐ４ 表１－２

・業種別（中分類）

請求件数、支給決定件数ともに業種別（大分類）の「運輸業，郵便業」のうち「道路貨物運送業」124 件、56 件が最多。Ｐ５ 表１－２－１、Ｐ６ 表１－２－２

（４）職種別の傾向

・職種別(大分類)

請求件数は「輸送・機械運転従事者」161 件、「専門的・技術的職業従事者」110 件、「サービス職業従事者」と「建設・採掘従事者」78 件の順で多い。

支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」54 件、「専門的・技術的職業従事者」27 件、「管理的職業従事者」19 件の順に多い。Ｐ７ 表１－３

・職種別（中分類）

請求件数、支給決定件数ともに職種別（大分類）の「輸送・機械運転従事者」のうち「自動車運転従事者」150 件、53 件が最多。Ｐ８ 表１－３－１、Ｐ９ 表１－３－２

（５）年齢別の傾向
請求件数は「50～59 歳」268 件、「60 歳以上」256 件、「40～49 歳」168 件の順で多い。
支給決定件数は「50～59 歳」67 件、「40～49 歳」55 件、「60 歳以上」36 件の順に多い。P10　表１－４
（６）時間外労働時間別（１か月または２～６か月における１か月平均）の傾向
支給決定件数は、「評価期間１か月」では「100 時間以上～120 時間未満」20 件が最も多い。
また、「評価期間２～６か月における１か月平均」では「80 時間以上～100 時間未満」56 件が最も多い。P13 表１－６

２　精神障害に関する事案の労災補償状況

（１）請求件数は 2,346 件で前年度比 295 件の増加。
うち未遂を含む自殺の件数は前年度比 16 件増の 171 件。P15　表２－１
（２）支給決定件数は 629 件で前年度比 21 件の増加。
うち未遂を含む自殺の件数は前年度比２件減の 79 件。P15　表２－１
（３）業種別の傾向
・業種別（大分類）
請求件数は「医療，福祉」577 件、「製造業」352 件、「卸売業，小売業」304 件の順で多い。
支給決定件数は「医療，福祉」142 件、「製造業」106 件、「卸売業，小売業」76 件の順に多い。P16 表２－２
・業種別（中分類）
請求件数、支給決定件数ともに業種別（大分類）の「医療，福祉」のうち「社会保険・社会福祉・介護事業」336 件、82 件が最多。P17 表２－２－１、P18 表２－２－２
（４）職種別の傾向
・職種別（大分類）
請求件数は「専門的・技術的職業従事者」599 件、「事務従事者」512 件、「サービス職業従事者」353 件の順で多い。
支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」145 件、「事務従事者」106 件、「サービス職業従事者」105 件の順に多い。P19 表２－３
・職種別（中分類）
請求件数、支給決定件数ともに職種別（大分類）の「事務従事者」のうち「一般事務従事者」373 件、67 件が最多。
P20 表２－３－１、P21 表２－３－２
（５）年齢別の傾向
請求件数は「40～49 歳」703 件、「30～39 歳」556 件、「20～29 歳」495 件の順で多い。
支給決定件数は「40～49 歳」200 件、「20～29 歳」153 件、「30～39 歳」145 件の順に多い。P22　表２－４
（６）時間外労働時間別（１か月平均）の傾向
支給決定件数は「20 時間未満」が 73 件で最も多く、次いで「80 時間以上～100 時間未満」が 44 件。P24 表２－６
（７）出来事*別の傾向
支給決定件数は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」125 件、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」71 件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」66 件の順に多い。P26　表２－８
*「出来事」とは精神障害の発病に関与したと考えられる事象の心理的負荷の強度を評価するために、認定基準において、一定の事象を類型化したもの。

３　裁量労働制対象者に関する労災補償状況

令和３年度の裁量労働制対象者に関する脳・心臓疾患の支給決定件数は２件で、いずれも専門業務型裁量労働制対象者であった。また、精神障害の支給決定件数は７件で、専門業務型裁量労働制対象者６件、企画業務型裁量労働制対象者１件であった。P27 表３

■新型コロナウイルス感染症に関連する*脳・心臓疾患の支給決定件数は４件、精神障害の支給決定件数は 18 件であった。
*請求人が業務で新型コロナウイルス感染症に関連する出来事などがあったと申し立てたもの。
■複数業務要因災害*に関する脳・心臓疾患の決定件数は８件（うち支給決定件数２件）で、精神障害の決定件数は０件（うち支給決定件数０件）であった。
*事業主が同一でない二以上の事業に同時に使用されている労働者について、全ての就業先での業務上の負荷を総合的に評価することにより傷病との間に因果関係が認められる災害。
※　詳細は別添資料をご覧ください。
別添資料１　脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況
https://www.mhlw.go.jp/content/11402000/000955416.pdf
別添資料２　精神障害に関する事案の労災補償状況
https://www.mhlw.go.jp/content/11402000/000955417.pdf
別添資料３　裁量労働制対象者に関する労災補償状況
https://www.mhlw.go.jp/content/11402000/000955418.pdf

・仕事で心の病、過去最多　629 件、3 年連続増　21 年度
＜時事ドットコム　2022 年 6 月 24 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/5845ea2f89e330a0a1531ccd05f1be9e66c29442
厚生労働省が 24 日発表した 2021 年度の労災補償状況によると、仕事による強いストレスが原因のうつ病など精神障害の労災認定は 629 件だった。
前年度から 21 件増え、3 年連続で過去最多を更新した。原因は「上司などからのパワハラ」（125 件）が最も多い。　パワハラ以外の原因は「仕事内容・量の変化」（71 件）、「事故・災害の体験・目撃」（66 件）と続いた。認定数を年代別で見ると、40 代が最多の 200 件だった。　新型コロナウイルス感染に関連して認定された件数は 18 件に上った。自殺・自殺未遂者は 2 件減の 79 件。精神障害の労災申請件数も 295 件増の 2346 件で過去最多だった。

・投てき消火用具の販売事業者 5 社に対する景品表示法に基づく措置命令について
＜消費者庁　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028791/

消費者庁は、令和４年５月 24 日及び同月 25 日、投てき消火用具の販売事業者５社に対し、５社が供給する投てき消火用具に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第５条第１号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第７条第１項の規定に基づき、措置命令を行いました。
※　令和４年６月 24 日に「関連リンク」を追加しました。
東京消防庁にて投てき消火用具を含む４種類の簡易消火用具について使用時の注意点等を検証した内容がまとめられた東京消防庁作成の動画です。
なお、当該動画は、個別製品の性能を評価するものではございません。
(投てき消火用具については 1:37～、4:48～、5:26～となります。)
投てき消火用具の販売事業者５社に対する景品表示法に基づく措置命令について

・マグネット玩具、14 歳以上に　経産省、誤飲事故で協力要請
＜共同通信　2022 年６月 24 日＞　https://nordot.app/913036769498529792?c=39546741839462401
　強力な小型磁石を使った「マグネット玩具」を子どもが誤飲する事故が多発していることを受け、経済産業省は 24 日、インターネット通販事業者に対し、子どもが触れないよう対象年齢を 14 歳以上とし、商品に「おもちゃ」などの文言を記載しないよう協力を要請した。
　マグネット玩具は、直径数ミリの球体または立方体の磁石数十個を１セットにした商品。一部を紛失しても保護者が気付きにくく、経産省によると開腹手術が必要な事故が起きている。
　ネット通販で子ども向けに販売されることが多い。経産省は「知育」「教育」など子どもが使うことを想定した表現を商品に使わないよう要請した。

・全国の公園遊具 18%が修理対象　19 年度、老朽化も進む
＜共同通信　2022 年６月 24 日＞　https://nordot.app/913025419495522304?c=39546741839462401
　全国の都市公園にあるブランコなど遊具計約 39 万基のうち、2019 年度に修理、撤去などの安全確保措置の対象となったのは 18.5%に当たる７万 2672 基だったことが 24 日、国土交通省の調査で分かった。全遊具の 49.7%は設置から 20 年以上が過ぎていた。ブランコのチェーンが外れるなどの事故も後を絶たず、国交省は「老朽化が進んでおり、点検や修理を徹底してほしい」としている。
　撤去分を含む遊具数に占める安全措置の割合が最も高かったのは、滑り台や小屋などを組み合わせた「木製の複合遊具」（44.1%）、次いでジャングルジムが回る「回転塔」（28.1%）など。

□*大災害、原発事故対策*
[原子力施設全般]
・費用は 350 億円　「ふげん」の使用済み核燃料、フランスで再処理へ
＜朝日新聞　2022 年６月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ6S5W7JQ6SULBH003.html
　日本原子力研究開発機構は 24 日、廃止措置中の新型転換炉「ふげん」（福井県敦賀市）の使用済み核燃料をフランスで再処理してプルトニウムを取り出し、それをフランスの原子力企業オラノ・リサイクル社に有償で譲渡する契約を結んだと発表した。日本側が、輸送と再処理の費用として２・５億ユーロ（約 350 億円）を支払い、高レベル放射性廃棄物を 2041 年度までに引き取る。プルトニウムは平和的利用を前提に日本以外の第三者が使うといい、譲渡額は未定という。
　原子力機構によると、ふげんの使用済み核燃料は計 731 体。23 年度から 26 年夏ごろまでフランスに輸送する。再処理は 24 年度から始める予定という。
　東海再処理施設（茨城県東海村）で再処理する予定だったが、東京電力福島第一原発事故を受けた新規制基準への対応が困難だとして 14 年に施設の廃止が決定。国内で再処理できないため契約を結んだという。
　プルトニウムは核兵器の材料…
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]

◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022 年 6 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26461.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年６月 26 日版）
＜厚生労働省　2022 年 6 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26460.html
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 6 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3a5HvgrY4KJNBsBY

[対策・予防]
◇省庁発表
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 6 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7Z53jjro0JJ9NnBY
****

[3] *健康安全*
◇インフルエンザのワクチン接種を「強く推奨する」と学会が見解
＜NHK　2022 年 6 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220625/k10013687501000.html
南半球のオーストラリアでインフルエンザの感染が拡大していることから、日本ワクチン学会は、ことしは日本でも流行するおそれがあるとして、インフルエンザのワクチンの接種を「強く推奨する」という見解を発表しました。
この見解は、ワクチンの研究者などで作る日本ワクチン学会が、今月 23 日、学会のウェブサイトで公開しました。
それによりますと、国内では新型コロナウイルスの感染拡大以降、過去 2 年間、インフルエンザが流行しておらず、抗体を持つ人の割合が低い年齢層もみられることなどから、インフルエンザが流行した場合、死亡者や重症者が増えることや新型コロナとの同時流行で医療への負荷が大きくなることが懸念されるということです。
また、北半球の流行を予測する指標となっている南半球のオーストラリアでは、ことし 3 月以降、インフルエンザの感染が拡大しているということです。
このため学会では、ことしのインフルエンザワクチンの接種について、「強く推奨する」としました。
そして 65 歳以上の高齢者や生後 6 か月以上で 5 歳未満の乳幼児、それに妊婦や基礎疾患のある人などは特に接種を推奨するとしています。
日本ワクチン学会の岡田賢司理事長は「ことしは世界的にインフルエンザが流行するおそれがあるので、日本でも警戒レベルを上げたほうがいい」と話しています。

◇小学校でインフルエンザの学年閉鎖 都内公立校 おととし以来
＜NHK　2022 年 6 月 23 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220623/k10013685411000.html
東京 立川市の小学校で、インフルエンザによる学年閉鎖が行われました。都内の公立学校で、インフルエンザによる学年閉鎖などの措置がとられるのはおととし 3 月以来です。
都教育委員会と立川市教育委員会によりますと、立川市立第六小学校で、3 年生 45 人のうち 14 人がインフルエンザに感染し、22 日までの 2 日間、学年閉鎖が行われました。
都によりますと、都内の公立学校でインフルエンザによって学年閉鎖や学級閉鎖となる措置が行われたのは、おととし 3 月以来です。
23 日の都のモニタリング会議では、現在冬を迎えている南半球のオーストラリアで、過去 5 年の平均を超えるインフルエンザの流行が起きていることが報告されました。
都の「専門家ボード」の座長で東北医科薬科大学の賀来満夫特任教授は「オーストラリアの例を見ると、日本でもことし、インフルエンザが流行する可能性がある。新型コロナとの同時流行にも対応できるよう準備を進めていくことが大変重要だ」と指摘していました。

◇小児の原因不明の急性肝炎について（令和 4 年 6 月 24 日）

＜厚生労働省　2022 年 6 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3a5HvgrY4KJNP8BY

****

[4] ***食品安全衛生関係***

◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第１号）

［官報］　令和 4 年 6 月 24 日　号外　第 136 号　13～14 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220624/20220624g00136/20220624g001360013f.html

○財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第１号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第七項、第六条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条、第十八条第三項及び第十九条第四項の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 4 年 6 月 24 日

財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　　壯

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成十五年　財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第１中「申請者　氏名　住所　印」を「申請者　氏名　住所」に改め、備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５から備考８までを一ずつ繰り上げる。

様式第２中「届出者　氏名　住所　印」を「届出者　氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。

様式第３中「届出者　氏名　住所　印」を「届出者　氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考７までを一ずつ繰り上げる。

様式第４中「依頼者　氏名　住所　印」を「依頼者　氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。

様式第５中「申請者　氏名　住所　印」を「申請者　氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。

様式第６中「届出者　氏名　住所　印」を「届出者　氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。

様式第７中「申請者　氏名　住所　印」を「申請者　氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。

様式第８中「申請者　氏名　住所　印」を「申請者　氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。

様式第９中「申請者　氏名　住所　印」を「申請者　氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

様式第 10 中「主務大臣印」を「主務大臣」に改める。様式第 15 中「主務大臣印」を「主務大臣」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用さ

れている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第２号）

［官報］　令和４年６月24日　号外　第136号　14頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220624/20220624g00136/20220624g001360014f.html

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第２号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十三条第三項の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年６月24日

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　壯

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「申請者　氏名　住所　印」を「申請者　氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考23までを一ずつ繰り上げる。

様式第二中「申請者　氏名　住所　印」を「申請者　氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考21までを一ずつ繰り上げる。

様式第三中「申請者　氏名　住所　印」を「申請者　氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考26までを一ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）
１　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令（文部科学省・環境省令第１号）

［官報］　令和４年６月24日　号外　第136号　14頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220624/20220624g00136/20220624g001360014f.html

○文部科学省　環境省令第１号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十三条第三項の規定に基づき、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年６月24日

文部科学大臣　末松　信介
環境大臣　山口　壯

研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令

研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年文部科学省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「申請者　氏名　印　住所」を「申請者　氏名　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考22までを一ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇特定保健用食品の表示許可について

＜消費者庁　2022年6月24日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029248/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_220624_02.pdf

表示許可された特定保健用食品：２件

****

[5] ***温暖化対策関係***

◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第237号）

［官報］　令和4年6月24日　本紙　第762号　5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220624/20220624h00762/20220624h007620005f.html

[あらまし]

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六〇号）の施行期日は、令和四年七月一日とすることとした。

◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第238号）

［官報］　令和4年6月24日　本紙　第762号　5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220624/20220624h00762/20220624h007620005f.html

[あらまし]

１　株式会社脱炭素化支援機構の借入金及び社債発行の限度額に係る倍数株式会社脱炭素化支援機構（以下「機構」という。）の借入金及び社債発行の限度額を得るために機構の資本金及び準備金の額の合計額に乗じる倍数は、一とすることとした。（第一条関係）

２　関係政令の整備地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六〇号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、次の政令の規定において掲げられている法人に機構を追加することとした。（第二条～第八条関係）

㈠　国家公務員退職手当法施行令（昭和二八年政令第二一五号）第九条の二及び第九条の四

㈡　自衛隊法施行令（昭和二九年政令第一七九号）別表第一〇

㈢　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）第四三条第一項及び第二項

㈣　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）第三九条及び第四三条第七項

㈤　財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令（平成一三年政令第九号）本則

㈥　職員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三八九号）第二条及び第三一条

⑺　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三九〇号）第一七条

３　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和四年七月一日）から施行することとした。

◇地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境省令第21号）

［官報］　令和４年６月24日　本紙　第762号　23～25頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220624/20220624g00136/20220624g001360023f.html

○環境省令第21号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第七項、第三十六条の十九第八項及び第九項並びに第三十六条の二十第二項第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年６月24日　　環境大臣　　山口　壯

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則(平成十一年総理府令第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
第五条の四　（畔） ２～４　（略） ５　都道府県は、第二項各号に掲げる事項を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法施行令別表第一の第二欄及び第三欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について、その規模又は設置の形態若しくは場所その他の事項を勘案して検討し、その結果、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から第二項各号に掲げる事項（第三項の規定により特例事項を定めた場合にあっては当該特例事項を含む。）の考慮を要しないと認められるものを定めることができる。この場合において、当該都道府県は、当該地域脱炭素化促進施設に係る都道府県基準として、第五条の二各号に掲げる事項を定めるものとする。 ６　（略） （議事録） 第五条の七　法第三十六条の十九第八項の規定による議事録の作成については、この条の定めるところによる。 ２　議事録は、書面又は電磁的記録（法第三十六条の十九第九項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成しなければならない。 ３　議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでな	**第五条の四**　（畔） ２～４　（略） ５　都道府県は、第三項各号の規定により特例事項を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法施行令別表第一の第二欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について、その規模又は設置の形態若しくは場所その他の事項を勘案して検討し、その結果、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から第二項各号に掲げる事項の考慮を要しないと認められるものを定めることができる。この場合において、当該都道府県は、当該地域脱炭素化促進施設に係る都道府県基準として、第五条の二各号に掲げる事項を定めるものとする。 ６　（略） （新設）

ければならない。 一　脱炭素化委員会（以下この項において「委員会」という。）が開催された日時及び場所（当該場所に存しない委員又は監査役が委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。） 二　委員会の議事の経過の要領及びその結果 三　決議を要する事項について特別の利害関係を有する委員があるときは、当該委員の氏名 四　法第三十六条の十九第六項の規定により委員会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要 （署名又は記名押印に代わる措置）	
第五条の八　法第三十六条の十九第九項の環境省令で定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。 （書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例）	（新設）
第五条の九　法第三十六条の十九第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社脱炭素化支援機構（以下この条において「機構」という。）は、当該書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ティー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。 ２　機構は、前項の規定により備え置かれた電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものを、機構の本店において閲覧又は謄写に供することができる。 （電磁的記録に記録された事項を表示する方法）	（新設）
第五条の十　法第三十六条の二十第二項第二号の環境省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。 （身分を示す証明書）	（新設）
第五条の十一　法第三十六条の三十五第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。	（新設）
別記様式　（第５条の 11 関係） ―省略―	（新設）

附　則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十号）の施行の日（令和四年七月一日）から施行する。

****

[6] ***調査、公募、意見募集等***

[公募結果、意見募集結果]

◇令和３年度低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術の評価結果について　　6 月 27 日

＜環境省　2022 年 6 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/111219.html

環境省では、土壌汚染対策推進の一環として、実証試験段階にある低コスト・低負荷型の土壌汚染の調査技術及び対策技術を公募し、実証試験及びその評価を行う調査事業を実施しています。

令和３年度は、大成建設株式会社技術センターから応募があった「加熱脱着法とバイオレメディエーションを併用した難透水層及び帯水層の VOCs 浄化技術」について実証試験を実施し、専門家による評価を行いました。

この度、これらの結果を取りまとめましたので、公表します。

****

[7] ***その他省庁発表***

◇高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第 240 号）

［官報］　令和４年６月 24 日　本紙　第 762 号　６頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220624/20220624h00762/20220624h007620006f.html

[あらまし]

１　高圧ガス保安法に基づく製造保安責任者試験の実施に要する費用の現状に鑑み、製造保安責任者試験の受験手数料の額を引き上げることとした。　（別表第二関係）

２　この政令は、令和四年六月三〇日から施行することとした。　（附則関係）

◇男女賃金差、開示義務化　７月施行、３０１人以上対象―厚労省

＜時事ドットコム　2022 年 6 月 24 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022062401014&g=eco

厚生労働省は２４日、常時雇用する従業員が３０１人以上の企業を対象に、男女の賃金格差の開示を義務付ける方針を決めた。女性活躍推進法の省令を改正し、７月に施行する。企業は事業年度の終了後、おおむね３カ月以内に公表が求められ、３月期決算企業の場合、来年６月ごろに最初の開示が始まる見通しだ。

同日開かれた労働政策審議会（厚労相の諮問機関）の分科会に省令改正案を示し、了承された。

◇「雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る相談等実績（令和３年度）」を公表しました

＜厚生労働省　2022 年 6 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3a5HvgrY4KJNBwBY

◇消費者教育教材「よりよい買物の仕方を考えよう～エシカル消費ってなあに?～」に活用事例集を追加しました。

＜消費者庁　2022 年 6 月 24 日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/ethical/material/#case_studies

---

◇令和５年度開設予定の大学の学部等の設置届出について（令和４年４月分）

＜文部科学省　2022 年 6 月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aghEac7Npfi2yMbR

◇学校施設整備指針の改訂

＜文部科学省　2022 年 6 月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aghEac7Npfi2yMbQ

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会専門委員会　　7 月 1 日

＜厚生労働省　2022 年 6 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7Z53jjro0JJ9MXBY

（１）座長の選出
（２）特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会専門委員会の運営について
（３）その他（請求事案の審査）
・第１回特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会専門委員会　開催案内　　7月1日
＜厚生労働省　2022年6月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_Y5nnir4wIJtIaBY
（１）座長の選出
（２）特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会専門委員会の運営について
（３）その他（請求事案の審査）
・薬事・食品衛生審議会　指定薬物部会を開催します　　6月27日、非公開
＜厚生労働省　2022年6月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3a5HvgrY4KJNAcBY
・第62回厚生科学審議会感染症部会資料　　6月29日
＜厚生労働省　2022年6月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3a5HvgrY4KJNAoBY
（１）サル痘対策について
（２）その他
・第62回厚生科学審議会感染症部会の開催について　　6月29日
＜厚生労働省　2022年6月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3a5HvgrY4KJNAsBY
（１）サル痘対策について
（２）その他
・「中小企業のカーボンニュートラルに向けた支援機関ネットワーク会議」を開催します　　7月29日
＜経済産業省　2022年6月24日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220624002/20220624002.html?from=mj
・経済産業省による施策説明等（アクションプラン第1弾公表を含む）
・環境省による施策説明等
・先進的支援機関による取組内容紹介
・事業者の省エネ・脱炭素化の先進事例紹介
・産業構造審議会　保安・消費生活用製品安全分科会　電力安全小委員会　電気保安制度ワーキンググループ(第11回)　　6月29日
＜経済産業省　2022年6月24日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/45428
1. 電気事業法の改正の御報告
2. 小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化について
3. 登録適合性確認機関に係る制度設計について
4. 洋上風力発電所の統括制度の検討について
・産業構造審議会保安・消費生活安全分科会火薬小委員会（第１４回）　　6月27日
＜経済産業省　2022年6月24日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/45847
1. 最近の火薬類取締法関連事故等について
・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議タスクフォース　　6月30日
＜経済産業省　2022年6月24日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/45906
1. 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の見直しについて
2. 今後の予定
・再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会（第5回）の開催について
　　6月27日
＜環境省　2022年6月24日＞　https://www.env.go.jp/press/111194.html
　　再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関するこれまでの議論の整理 等

・加工食品の輸出向けに海外添加物規制対応セミナーを６月 28 日に開催します！！～着色料規制の早見表（プロトタイプ）の公開～
＜農林水産省　2022 年６月 24 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/seizo/220624.html
GFP 加工食品部会では、これまで輸出拡大に向けた様々な課題について、加工食品メーカー、関係団体、商社等と議論を進めてきました。
加工食品の輸出にあたっては、海外の食品添加物規制への対応が共通の大きな障害となっています。早急に輸出を増加させる観点からは輸出先国・地域の規制に合った食品添加物の代替利用が有効です。
このため、今年度、輸出に取り組む加工食品メーカーの皆さまが、規制に対応した食品添加物を代替利用する際に役立つ着色料規制の早見表の作成に着手し、今回、そのプロトタイプを公開し、テスト運用を開始します。
この他に、食品添加物の海外規制と国内規制の違い、実際に海外の食品添加物規制対応を進めている加工食品メーカーの事例紹介等の取組の参考となる多様な情報を発信します。その後、合同オンライン相談会や個別マッチングを実施します。
・薬学部教育の質保証専門小委員会（第６回）の開催について　　６月 30 日
＜文部科学省　2022 年６月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aghEac7Npfi2yMbN
1. 薬学部教育の質の保証に向けた方策に関するとりまとめ（素案）について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]
・「『福島、その先の環境へ。』対話フォーラム」の開催について　　７月 23 日
＜環境省　2022 年６月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/111201.html
　環境再生事業等についての説明
　対話セッション
・令和４年６月 10 日　第 80 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和４年度第５回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　　６月 10 日
＜厚生労働省　2022 年６月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y4ZJ7gjbk3J5x0fxY
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　６月 10 日
＜厚生労働省　2022 年６月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c5ZZ_hjLg2Jp1PjhY
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について
（２）HPV ワクチンの安全性について
（３）その他
・「第 13 回クリティカルマテリアル・ミネラル会合」を開催しました　　６月 22 日
＜経済産業省　2022 年６月 24 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220623003/20220623003.html?from=mj
　クリティカルマテリアル・ミネラル（重要鉱物特にレアアース）
・原子力科学技術委員会 核不拡散・核セキュリティ作業部会（第 24 回）　議事要旨　　５月 18 日
＜文部科学省　2022 年６月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aghEac7Npfi2yMb0
　1.核不拡散・核セキュリティ分野における人材育成について
　2.核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ ISCN ）の技術開発実施状況について
・原子力科学技術委員会 核不拡散・核セキュリティ作業部会（第 24 回）　配付資料　　５月 18 日
＜文部科学省　2022 年６月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aghEac7Npfi2yMbP
****

[9] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・ベルギーからの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年６月 24 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220624_4.html
********** 以上 **********